

市内一次産品生産者の商品開発・販路拡大（加工）を応援します！

平成27年度

食のマーケットイン支援事業  
【6次産業化枠】

募集要項

平成27年3月

公益財団法人新潟市産業振興財団

## 1 制度の目的

公益財団法人新潟市産業振興財団（通称：新潟IPC財団）では、新潟市食品産業の活性化による地域産業の振興を目的とし、マーケットに受け入れられる商品開発、改良を支援するため、中小企業者等が行う新たな販路拡大に対し、事業計画の策定支援や経費の一部を補助する「食のマーケットイン支援事業」を実施します。

特に、本「6次産業化枠」では、将来の食品製造業の育成を目的に、本事業のスキームを活用した、自らが生産した一次産品を加工し販売を行う取り組みを支援します。

## 2 制度の概要

### (1) 支援（補助）対象者

以下の全てを満たすことが必要です。

- ① 新潟市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者であること（中小企業者の定義については、【別表1】をご覧ください）
- ② 自ら一次産品を生産していること
- ③ 新潟市税の未納が無い者
- ④ 【別表2】の①から④に掲げるいずれにも該当しない者であること

### (2) 支援（補助）対象事業

補助対象者が、新たな販路拡大のために、自らが生産した一次産品を加工し販売等を行う取り組みが対象となります。

### (3) 支援（補助）内容

支援（補助）対象事業の計画策定支援や要する経費の一部を補助します。

#### ① 事業計画の策定支援等

##### ア 販路拡大計画・商品概要書の策定支援

販路拡大計画とは、新潟IPC財団食の技術コーディネーター（以下、CDといいます）の意見を参考に、販路拡大のために達成したい目的及び実施する項目を定めた計画」のことです。補助金を含む支援の方向性を決定する計画となりますので、必ず策定していただきます。

新潟IPC財団CDは、バイヤーなどへの商品概要書（実際のビジネス活動で使用できる資料）も、策定支援いたします。

**※なお、月1回程度のペースで、主に新潟市農業活性化研究センターにおいてCDと補助金の申請及び計画の進捗に基づく検討等を実施しますので、ご担当者のスケジュール調整が必要になることを予めご了承ください。**

##### イ 外部専門家（※販路開拓アドバイザー）アドバイスのフィードバック

販路拡大計画策定にあたり、販路開拓アドバイザーに意見を伺います。また、アドバイザーによる審査会を平成27年6月に予定しています。既存商品、試作品、あるいは最終商品イメージがわかる資料等がございましたらご準備ください。

当財団のCDがアドバイザーからのアドバイスを皆様にフィードバックし、販路拡大計画の策定を支援します。

※販路開拓アドバイザー（予定）

流通、マスコミ、デザイナー、料理研究家など

ウ 「FOOD MESSE 2015」や国際食品・飲料展「FOODEX JAPAN 2016」におけるIPCブースでの商品展示（予定）

事業の進捗状況によりIPCブースでの商品展示（無料）ができます（企業単位での出展の場合は、別途経費がかかります）。

会場配布パンフレット及びホームページで商品紹介をいたします。

このほかにもバイヤーとのマッチング機会がありましたら、随時情報提供いたします。

## ② 要する経費の一部補助

### ア 補助率、補助限度額及び補助対象期間

補助率	補助対象経費の3分の2以内
補助上限額	50万円
補助対象期間	交付決定日から平成28年3月15日

※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額です。

### イ 補助対象経費

補助対象となる経費は、次の（ア）～（ウ）の条件を全て満たすもので次の表に掲げるものです。

（ア）使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

（イ）交付決定日以降に発生し、事業期間中に支払われた経費

（ウ）証拠資料等によって金額が確認できる経費

実施項目	適用範囲等
商品開発	事業遂行に必要な商品開発に要する原材料費、加工経費、検査費等
消費者嗜好調査	マーケティングリサーチのための調査経費
見本市出展	流通バイヤーとの商談が期待される見本市への出展経費
デザイン改良	パッケージに要するデザイン経費
販促ツール製作	ちらしや広告用POPの作成経費
広告・広報の実施	マスコミ活用等に要する経費
その他	事業遂行に必要な備品（簡易検査機器等）に要する経費 ・取得価格（消費税込）が10万円未満のものに限ります。 レシピ開発やメニュー作成のための経費

※消費税、地方消費税及び銀行口座等振込手数料は補助対象外です。

※人件費及び旅費は、補助対象外です。

※他団体からの補助等が充当されている経費については、その金額を除きます。

### 3 事業の流れ

事業、手続きの流れの一例です（応募いただく内容によって、変更になる場合があります）。



### 4 申請の手続き

当事業の応募から補助金申請までの流れは下記のとおりとなります。

#### (1) 応募書類の提出

応募期間	平成27年4月1日（水）～平成27年5月29日（金）午後5時30分
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①応募用紙</li> <li>②対象者であることの証明 ※1部、コピー可 資本金額が要件を満たす場合：商業登記の写し（直近6ヶ月以内のもの） 従業員数が要件を満たす場合：健康保険加入者数を確認できる書類等 個人の場合：個人事業の開業届出書の写し</li> <li>③直近1ヶ年分の決算書 ※1部 個人の場合：確定申告等の写し</li> <li>④商品カタログなど商品概要がわかるもの ※上記書類を後記「12 相談及び申請受付窓口」にご提出ください。</li> </ul>

#### (2) 訪問ヒアリング

原則、当財団CDまたは財団スタッフが訪問し、申請内容に関するヒアリングを実施します。

#### (3) 支援の決定

本事業の支援の可否は、次の表「審査の観点」に基づき、外部専門家（販路開拓アドバイザー）により構成される「審査委員会」において行います。審査委員会は書面に基づいて行われ、非公開です。

応募者全員に対し、採択または不採択の結果を通知します。

また、当財団のCDが採択、不採択にかかわらず販路開拓アドバイザーからのアドバイスを皆様にフィードバックします。

#### 審査の観点

- ①新潟 IPC 財団食の新販路開拓支援事業(平成23年度、平成24年度実施)、食のマーケットイン支援事業(平成25年度、平成26年度実施)で支援を受けていないこと
- ②新潟市土産品コンクールで受賞していること
- ③事業計画の妥当性(事業のスケジュールが具体的であり、実現可能性があること)
- ④優位性(提案する商品に明確なコンセプト、独自性等があること)

#### (4) 販路拡大計画の策定

支援決定を受けた者は、当財団CDの意見を参考に、販路拡大のために達成したい目的及び実施する項目を定めた計画である「販路拡大計画」を策定していただきます。

なお、販路拡大計画策定後においても、月1回程度のペースで、主に新潟市農業活性化研究センターにおいてCDと補助金の申請及び計画の進捗に基づく検討等を実施しますので、ご担当者のスケジュール調整が必要になることを予めご了承ください(※補助金だけの申請はできません)。

#### (5) 補助金交付申請

販路拡大計画の策定後、下記書類を提出してください。

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①補助金交付申請書(別記様式第1号) 1部</li> <li>②販路拡大計画書(別紙1) 1部</li> <li>③収支明細書(別紙2) 1部</li> <li>④市税の未納が無いことを証明する書類 1部(写しは不可) 新潟市の発行する直近の制度融資用納税証明書</li> <li>⑤収支明細書で単価10万円以上の経費の算出根拠となる書類 各1部 見積書又は単価表(無い場合は算出根拠となる資料)の写し等</li> </ul>
------	--

## 5 交付可否の決定

### (1) 交付可否の決定方法等

補助金の審査があった場合には、申請書提出後、すみやかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定します。審査は書面に基づいて行われ、非公開です。

### (2) 結果の通知

補助金交付の可否の決定後、補助申請者に対して文書で結果を通知します。交付決定にあたり必要な条件がある場合は、その旨を併せて記載します。

### (3) その他

原則、当財団の他の補助金と重複して採択しません。

## 6 実績報告

補助金の交付決定を受けた支援（補助）対象事業（以下、「補助事業」という。）の完了後、報告期限までに次の書類を提出してください。

報告期限	次のいずれか早く到来する期日 ・補助事業の完了日から30日以内（初日不算入）の末営業日 ・平成28年3月15日（火）
提出書類	①事業報告書 1部 ②事業報告書の補足資料 ③収支明細書 1部 ④補助対象経費の支払いに係る請求書またはその写し ⑤補助対象経費の支払いに係る領収書、振込書等またはその写し

## 7 補助金額の確定、交付

### (1) 補助金額の確定

補助金額は、実績報告書類の内容を審査した後、確定し、文書で通知します。

### (2) 補助金の交付

補助金額の確定通知後、補助金を支払います。

## 8 補助事業者の義務

補助金の交付決定を受けた申請者（補助事業者）は、以下の事項を留意、順守してください。

### (1) 計画変更

補助事業の内容または予算を変更しようとするときは、変更が軽微（※）である場合を除き、補助事業変更申請書（別記様式第4号）及び関係書類を提出する必要があります。

※軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ・補助事業を実質的に変更するものではなく、その細部を変更するもの
- ・収支明細書において新たな経費区分を追加する変更ではないもの
- ・収支明細書に計上した補助対象経費（総額）の変更が20%以内であるもの

### (2) 関係書類の整備及び保存

補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、補助事業が完了した会計年度の終了後、5年間保存してください。

### (3) 財産の処分の制限（要綱第20条関係）

補助事業により取得した物品等を、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することは、原則、不可です。

### (4) 情報の公表

補助事業の期間中、補助事業に関する情報は、原則、非公表とします。

補助事業完了（補助金交付）後は、原則、補助事業者及び補助事業の名称などを当財団のホームページ等において公表します。

### (5) 成果の公表

補助事業の完了後、補助事業者の了解が得られる場合は、補助事業の成果の全部又は一部を公表します。また、補助事業完了後、当財団の求めに応じて、補助事業の成果報告及び成果の公表等へ協力していただきます。

#### (6) 事業化状況の報告

補助事業の完了後、当財団の求めに応じて、事業化の状況等についての報告をしていただきます。

### 9 様式等

様式等は、当財団ホームページからダウンロードできます。

新潟IPC財団 ホームページ <http://niigata-ipc.or.jp/ipc>

### 10 その他

申請にあたっては、「新潟市産業振興財団補助金交付要綱」を必ずご覧ください。

また、ご不明な点につきましては、お問い合わせください。

### 11 相談及び申請受付窓口

公益財団法人 新潟市産業振興財団（新潟IPC財団）ビジネス支援センター

〒951-8061 新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEX T21ビル12階

TEL：025-226-0550 FAX：025-226-0555 E-mail：info@niigata-ipc.or.jp

新潟市農業活性化研究センター

〒950-1406 新潟市南区東笠巻新田3043番地1

TEL：025-362-0151 FAX：025-362-0153

## 【別表 1】

<p>(中小企業者の定義) 中小企業者とは、会社および個人であって、次のものが該当します。</p> <p>①資本金 3 億円以下または従業員数 300 人以下のもので、製造業、建設業、運輸業その他の事業 (②～④以外) を主たる事業として営むもの。</p> <p>②資本金 1 億円以下または従業員数 100 人以下のもので、卸売業を主たる事業として営むもの。</p> <p>③資本金 5,000 万円以下または従業員数 100 人以下のもので、サービス業を主たる事業として営むもの。</p> <p>④資本金 5,000 万円以下または従業員数 50 人以下のもので、小売業を主たる事業として営むもの。</p>
<p>※本事業では、従業員の数に会社役員 (従業員との兼務役員は除く) および個人事業主本人は含めないものとします。また、以下のいずれかに該当する者は、パート労働者として、常時使用する従業員の数には含めないものとします。</p> <p>ア. 日々雇い入れられる者、2 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 (ただし、所定の期間を越えて引き続き雇用されている者は除く)。</p> <p>イ. 所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の従業員の所定労働時間に比べて短い者</p> <p>※上記①～④基準を満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」として本事業の補助対象者になりません。</p> <p>ア. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している中小企業</p> <p>イ. 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業</p> <p>ウ. 役員の総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者</p> <p>なお、上記アイウで「大企業」を「みなし大企業」に置き換えた場合も対象になりません。</p>

## 【別表 2】

<p>①法人等 (個人、法人または団体をいう。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう、以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) であるとき</p> <p>②役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える意図をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき</p> <p>③役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき</p> <p>④役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に避難されるべき関係を有しているとき</p>
---